

バイヤーズクラブビidders出店規約

第1章 総 則

第1条 (総則)

本規約は、株式会社フォーバルテレコム（以下「甲」という）が運営する「fit コール インターネットサービス」のうちバイヤーズクラブビidders（以下「本サービス」という）について定めるものとする。

2. バイヤーズクラブビiddersとはWeb ショップサービスとクラブビiddersにより構成されるサービスである。

3. 本サービスの提供業務は、甲と提携する株式会社ディー・エヌ・エー（以下「丙」という）が行う。

第2章 Web ショップサービス

第2条 (ショッピングモール)

丙は、契約者（以下「乙」という）のWeb ショップの発展を目的として、インターネット上にショッピングモール（以下「モール」という）を制作し、提供する。

2. 乙は、丙の判断において乙のWeb ショップまたは乙の取り扱う商品等が前項のモールに表示されることを承諾する。

第3条 (出店ページ)

丙は、乙に対し、丙が指定したURL のページ（以下「出店ページ」という）を、乙がWeb ショップで物品の販売及び役務の提供、または広告（以下、総称して「販売等」という）するために利用することを承諾し、丙所定の、当該販売等に必要なホームページの枠組み及びデータベースシステムを提供する。

2. 丙は、出店ページを構成するソフトウェア等について、丙の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものとする。

第4条 (権利の譲渡)

乙は、本規約に基づき丙から使用を承諾されたデータベースシステム・プログラム・ソフトウェア等の使用権を、甲及び丙に無断で第三者に譲渡、または担保に供したり、売却してはならない。

第5条 (コンテンツの表示)

乙は、出店ページ上に、丙の定める規格に従い、乙が販売する物品、提供する役務、権利（以下、総称して「商品等」という）についての情報等（以下「コンテンツ」という）を制作し、これを表示する。

2. 乙は、前項のコンテンツの制作及び表示にあたり、これを甲もしくは丙、または第三者に委託することができる。なお、乙が第三者に委託する場合、乙は当該第三者の行う当該委託業務について全責任を負う。

3. 乙は、前二項のコンテンツの制作及び表示にあたり、次の事項を遵守する。

- 第12条に反する表示をしないこと
- わいせつまたはグロテスクな表示をしないこと
- 以下の事項について表示すること

- 乙の氏名または社名、及び住所
- 乙の電話番号及び電子メールアドレス
- 商品等の代金の支払方法
- 商品等についての苦情及び問い合わせ先は乙であること

4. 甲または丙は、乙が前項に違反する場合、その他乙のコンテンツがインターネット上の表示にふさわしくないと認めた場合、乙に対し、当該コンテンツの内容及びデザインを変更するように求めることができる。乙が甲または丙の変更請求に従わない場合は、甲または丙は出店ページをインターネット上から削除することができる。

第6条 (著作権)

出店ページ上に表示されているコンテンツの著作権は、各制作者が有するものとする。

2. 前項にかかわらず、丙はモールの運営、発展のために当該コンテンツを自由に、かつ無償で使用することができるものとし、乙はこれを承諾する。

第7条 (販売資格等)

乙は、Web ショップで提供する商品等を販売、もしくは提供する資格を有し、また各営業日における当該商品等の受注、配送、アフターサービスを確実に行うことのできる体制を整えており、これを維持することを保証する。

第8条 (販売方法)

乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品等の送付、代金の決済、その他販売に必要な手続きを直接行う。

2. 乙は、前項の販売を行うにあたり、訪問販売法等、その他関係法令を遵守する。

3. 顧客との間で、商品等の不着、遅延、取壊その他の紛争が生じた場合には、乙がすべてその責任と負担において解決するものとし、万一、甲または丙が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲または丙に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲または丙に支払う。

第9条 (出店料等)

乙は、本サービスの利用にあたって、甲が定める料金（以下「本サービス料金」という）を、甲指定の方法にて支払うものとする。

2. 乙がWeb ショップを利用してコンテンツの登録、更新、削除を行う際に発生する通信費等の費用は、すべて乙の負担とし、甲または丙は一切負担しない。

第10条 (顧客情報)

出店ページを利用した顧客にかかる属性、出店ページにおける購入履歴、及びその他の顧客情報（以下、総称して「顧客情報」という）については、甲、乙及び丙いずれも相手方の同意なく、自らの業務遂行のためこれらを利用することができる。

2. 乙は、本サービス提供のため、乙のWeb ショップに関するデータが丙より甲へ開示され、甲が利用することを承諾する。

3. 甲乙及び丙は、顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮し、相手方に無断で第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩してはならない。

第11条 (守秘義務)

乙は、本契約中または本契約終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他甲または丙の機密に属すべき一切の事項を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲または丙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第12条 (禁止事項)

乙は、次の行為を行ってはならない。

- 訪問販売法、景品表示法その他法令の定めに違反する行為
- 犯罪、または犯罪に結びつく行為
- 公序良俗に反する行為
- 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- 他の出店者その他の第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為
- 本モールの上で、乙の出店するWeb ショップにかかわる情報以外の情報を提示、または宣伝する行為
- 甲及び丙と同種または類似の業務を行う行為
- 丙のサービス業務の提供・維持を妨げる行為
- 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為

第13条 (パスワードの管理等)

甲は、出店ページ、またはモールへの乙の出店を認めた場合には、乙に対し、出店ページにアクセスするためのID及び当初のパスワードを割り当てて登録し、通知する。

2. 乙は、ID 及びパスワードについて第三者に知られないよう管理し、定期的にパスワードの変更を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。

3. 丙は、コンテンツの送信その他出店ページへのアクセスについて、送信されたID 及びパスワードが、登録された乙のID 及びパスワードと一致する場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については一切責任を負わない。

第14条 (サービスの一時的な中断)

甲及び丙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを一時的に中断できるものとする。

- 本サービスの提供用機器の保守のために必要であると甲または乙が判断したとき
- 火災もしくは停電等または天災地変等の不可抗力により、サービスの提供ができないとき
- その他技術上または運用上の理由により、甲及び丙が必要であると判断したとき

2. 前項により本サービスを一時的に中断する場合、甲または丙は事前に乙に対して、甲または丙指定の方法により通知、または公告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第15条 (サービスの変更または廃止)

甲及び丙は、本サービスの一部もしくは全部を変更しまたは廃止することができる。この場合、甲及び丙は、当該変更または廃止について、その実施の3ヶ月前までに、乙に対して甲指定の方法により通知するものとする。

2. 甲及び丙は、前項の場合においても、乙に対し、本サービス料金の払い戻しは一切行わない。

第16条 (免責)

甲及び丙は、乙が出店ページ、またはモールに関して被った損害（その原因の如何を問わない）について、当該損害を賠償する責を負わない。

2. 甲及び丙は、乙に対し、Web ショップ、モールへの出店によって売上が発生することを保証しない。

第17条 (契約解除)

甲及び丙は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、ただちに乙の出店ページをインターネット上から削除することができる。

- 本規約の条項に違反したとき
- 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがなされたとき
- 前四号のほか、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- 販売方法、取扱商品等について行政当局による注意または催告を受けたとき
- 乙が丙のコンピューターに保存されているデータを丙に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、またはその恐れがあると丙が判断したとき
- 販売方法、取扱商品等が公序良俗に反し、またはモールにふさわしくないと甲または丙が判断したとき

2. 甲は、前項各号にかかわらず、本契約の継続が困難と認めたときは、乙に対し書面による催告の上、本契約を解除することができる。

第3章 クラブビidders

第18条 (規約の適用)

乙は、クラブビiddersについて、本章の定めに加え、別途丙が定め開示される「ビidders会員規約」（以下、本章において「会員規約」という）に従う。

第19条 (特別機能)

丙は、乙に対し、クラブビiddersを提供する丙のコンピューターシステム（以下「システム」という）において以下の機能（以下「特別機能」という）を使用することを承諾する。

- 会員規約において定める「共同購入方式」により出品すること
- 会員規約第6条第1項C所定の「フラッシュセール」において、丙が別途定める出品方法、最大出品数、延長期間その他の条件の範囲内で、オークション終了時間の自動延長機能を使用すること
- 丙が別途定める金額を支払うことを条件として、丙が別途定めるプロモーション機能を使用すること
- 丙が別途定めるその他の機能を使用すること

第20条 (利用料金)

乙は、クラブビiddersのサービスを利用することによって生じる費用（以下「利用料金」という）を、別途丙の定めるところに基づき、丙に支払う。

2. 丙は、あらかじめ乙に対して通知することにより、利用料金を変更することができる。

3. 丙は、乙が丙に支払った利用料金について、理由の如何を問わず一切返金しない。

4. 甲は、利用料金について一切開知せず、乙に対し、何らの責任も負わない。

第21条 (提携サイトにおける閲覧)

丙は、第三者が運営するサイトのうち、クラブビiddersが利用できる丙のサイト「ビidders（<http://www.bidders.co.jp/>）」と提携するサイト（以下「提携サイト」という）においても、当該提携サイトを運営する第三者が承諾した場合は、乙が特別機能を使用してビiddersで行った出品の全部又は一部、及びプロモーション機能を使用して行ったプロモーションの全部又は一部を、閲覧できるようにするものとする。

2. 甲及び丙は、前項の実施について保証するものではなく、実施されない場合であっても、何らの責任も負わない。

第22条 (利用許諾の条件)

乙は、システムを電気通信回線を通じて丙の指定する設備に接続することによってのみ使用することができるものとする。

2. 乙は、システムをいかなる方法によっても複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の利用をすることはできないものとする。

3. 乙は、システムにつき再使用許諾をし、または本規約上の地位を譲渡することはできないものとする。

4. システム利用許諾は、非独占的なものとする。

5. システム利用許諾の提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、乙の費用と責任で備えるものとする。

第23条 (システムの権利関係)

システム利用許諾は、本規約に定めた条件に限定された利用許諾であり、丙が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の実施または使用許諾をするものではない。

第24条 (免責)

乙は、特別機能を乙の責任において使用するものとし、特別機能を使用した結果の正確性、有用性等について、丙は何らの責任も負わないものとする。

2. 丙は、特別機能の提供に中断、中止その他の障害が生じないことを保証せず、丙は、特別機能の提供に中断、中止その他の障害が生じても、何らの責任も負わないものとする。

第4章 付 則

第25条 (規約の変更)

本規約は、乙の事前承認を得ることなく変更される場合がある。その際は、本サービスに係るウェブサイト、Eメール、または書面等にて乙に通知するか、または公告することとし、以後乙が本サービスの利用を継続した場合は、乙はこれを承認したものとする。

第26条 (その他)

その他本規約で規定されていない事項に関しては、「fit コール インターネットサービス規約」及び「ビidders会員規約」に準ずるものとする。

第27条 (発効)

本規約は2002年4月1日より適用される。